

## 共同研究標準契約書（大学・公的研究機関）

（契約項目表）

1. 甲						
2. 乙	中部電力株式会社					
3. 研究題目						
4. 研究目的						
5. 研究内容						
6. 研究分担  （研究担当者及びその役割）	区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割		
	甲			研究代表者		
				実験の計画・遂行		
				実験の計画・遂行		
	乙			研究指導	派遣無	
				研究計画・評価	派遣無	
7. 研究実施場所						
8. 研究期間	契約締結日から〇〇年〇月〇日まで（第3条）					
9. 乙の研究経費の負担  （消費税額及び地方消費税額を含む）	① 〇年度直接経費		② 〇年度産学連携推進経費 （直接経費の〇%）	③ 〇年度共同研究員 に係る研究料		
	円		円	円		
	〇年度合計（①+②+③）			円		
	④ 〇年度直接経費		⑤ 〇年度産学連携推進経費 （直接経費の〇%）	⑥ 〇年度共同研究員 に係る研究料		
	円		円	円		
	〇年度合計（④+⑤+⑥）			円		
10. 施設及び設備の提供	区分	施設の名称	設備			
			名称	規格	数量	
	甲				〇	
11. 秘密保持義務の有効期間	本契約終了の日から起算して5年間（第14条）					
12. ノウハウの秘匿期間	本契約終了後、公知となるまで（第19条）					
13. 研究成果公表の通知義務期間	本契約終了の日から起算して1年間（第17条）					
14. 実施目標期間	知的財産権を出願等した日から起算して3年間（第22条及び第23条）					

甲と乙は、上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条の通り共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

〇〇〇（以下「甲」という）と中部電力株式会社（以下「乙」という）とは、共同で研究を行う（以下「本共同研究」という）にあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約において次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「研究成果」とは、本共同研究の過程において得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等を含む一切の技術的成果をいう。
- （2）「知的財産権」とは、次のイからニに掲げるものをいう。
  - イ 特許権、実用新案権、意匠権及び外国における前記各権利に相当する権利。
  - ロ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利。
  - ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という）の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利。
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲と乙が協議の上、第19条の規定に基づき書面により特に指定するもの（以下「ノウハウ」という）を使用する権利。
- （3）「成果有体物」とは、本共同研究の結果又はその過程において作成された材料、試薬又は試料、実験装置、試作品、モデル品、化学物質、研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。
- （4）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- （5）「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第2項に規定する行為、プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条乃至第28条に規定する権利を行使する行為、並びにノウハウの使用をいう。
- （6）「通常実施権等」とは、次のイからへに掲げるものをいう。なお、必要と認めるときは甲及び乙が協議の上、再実施許諾権付の権利とすることができる。
  - イ 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権及び仮通常実施権。
  - ロ プログラム等の著作物に係る著作権について行使する権利。
  - ハ ノウハウについて実施をする権利。
  - ニ 外国における本号のイからへの各権利に相当する権利。
- （7）「出願等」とは、特許など産業財産権については出願、著作権については著作物及び著作権の登録、並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、出願（米国については仮出願を含む）等をいう。

- (8) 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する表記契約項目表6に掲げる者及び第4条第2項に該当する者をいう。なお、「研究代表者」とは、甲の研究担当者のうち、本共同研究を統括する者をいう。また、「研究協力者」とは、第5条第1項に該当する者であって本共同研究に協力する者をいう。
- (9) 産学連携推進経費とは、研究支援のために必要な経費のことをいう。

(共同研究の題目等)

第2条 本共同研究の題目等は、表記契約項目表に記載のとおりとする。

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、表記契約項目表8に記載のとおりとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ表記契約項目表6に記載の者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知しなければならない。

3 甲は、乙の研究担当者及び次条に定める研究協力者のうち、表記契約項目表7に記載の甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を、共同研究員として受け入れるものとする。

4 乙は、自己の研究担当者又は研究協力者が、甲の設備等を使用するとき、甲の指示及び規程・規則に従うために必要な措置をとらなければならない。また乙は、乙の研究担当者又は研究協力者が派遣先の甲の施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応及び調査について、甲に協力するものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第5条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるにあたっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者に対し本契約内容を遵守させるための措置をとるものとする。

3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、当該研究協力者を、本共同研究への参加を求めた当事者の研究担当者として扱うものとする。

(本共同研究の分担、第三者への委託の制限)

第6条 甲及び乙は、表記契約項目表6に定める担当業務を自らの責任において遂行する。

2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、自己の担当業務(双方が担当している場合を含む)の一部を、研究協力者以外の第三者に委託してはならない。

(研究経費の負担)

第7条 乙は、表記契約項目表9に記載の研究経費を負担するものとする。

(研究経費の支払)

第8条 乙は、表記契約項目表9に記載の研究経費を甲の発行する納入依頼書により、当該納入依頼書に定める支払期限までに支払わなければならない。

区分	納入期限	直接経費	産学連携 推進経費	研究料	計
第1回	○年度に発行する納入依頼書に定める期日	〇〇円	△△円	0円	××円
第2回	○年度に発行する納入依頼書に定める期日	□□円	◎◎円	0円	●●円

2 乙は所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年3%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 表記契約項目表9に記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、甲に係る施設、及び当該施設における設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表10に記載の乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。  
なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付け完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けは乙が行うものとし、それに要する経費

は、乙の負担とする。

- 4 乙は第2項により甲の施設内に持ち込んだ設備等の据付・撤去については、甲の規程・規則に従わなければならない。

(研究の中止又は期間の延長若しくは短縮等)

第12条 研究担当者の休業・転出等により本共同研究の続行が困難となったとき、又は天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長若しくは短縮等することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を終了し、又は前条の規定により本共同研究を中止し、若しくは本契約の解除により研究が中止された場合において、第8条第1項の規定により支払われた研究経費(共同研究員に係る研究料を除く)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

- 2 甲は、研究期間の延長により支払われた研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、次のもの(以下「秘密情報」という)を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩せず、本共同研究の目的のため以外に使用しないものとする。

- (1) 本共同研究に関して相手方(相手方研究担当者及び相手方研究協力者を含む。以下、本条及び次条について同じ)から提供又は開示された、技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされ、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後15日以内に書面で相手方に対して通知されたもの

(2) 研究成果

- 2 前項第1号の情報のうち次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から外される。

- (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの

- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 3 第1項第2号の情報（研究成果）のうち次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。
- (1) 研究成果が得られた時に既に公知の情報又は研究成果が得られた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 研究成果が得られた時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 4 相手方から開示を受けた秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は裁判所や行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を請求されたときは、事前に相手方に通知し、必要かつ相当な範囲で開示するものとする。
- 5 前4項の規定は、本契約終了日後も、表記契約項目表11に記載の期間有効に存続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (秘密情報の管理)

第15条 甲及び乙は、前条の秘密情報の保管管理については、善良なる管理者の注意義務をもって厳重にこれを行うものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方から提供又は開示された秘密情報を、その他の情報、資料と隔離して管理するものとし、情報、資料の混同を防止しなければならない。

#### (研究報告書の作成)

第16条 甲及び乙は、以下に定める期日までに、双方協力して研究成果を報告書として取り纏めるものとする。

第1回研究報告書 ○○年○月○日

第2回研究報告書 ○○年○月○日

#### (研究成果の公表)

第17条 甲又は乙は研究成果について、公表しようとするときは、研究成果の公表を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表を行おうとする甲又は乙（以下「公表希望当事者」という）は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

- 2 前項の規定は、本契約終了日後も、表記契約項目表13に記載の期間（以下、

通知義務期間という)有効に存続するものとする。第14条の規定に関らず、本通知義務期間終了後は、相手方に通知することなく研究成果を公表できるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

3 本条第1項の通知を受けた相手方は、本条第5項各号のいずれかに該当するとき、又は公表により将来期待される利益を損なう恐れがあると判断するときは、当該通知受理後10日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならない。公表希望当事者は、本条第5項各号に該当する部分、及び公表希望当事者においても公表により相手方の将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断する部分については、相手方の事前の書面による同意なく、公表してはならない。

4 本条第1項により通知した相手方から、当該通知を発送後15日以内に応答が無い場合は、公表に同意したものとみなされるものとする。

5 本条各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、研究成果のうち、次の各号に該当するものについては、相手方の書面による事前の同意なく、公表してはならない。

- (1) 相手方単独所有となる知的財産権の内容及び相手方単独所有となる成果有体物。
- (2) 甲乙の共有となるが出願等を行っていない知的財産権の内容。
- (3) ノウハウ。

(研究成果に係る権利の帰属)

第18条 発明等又は成果有体物に係る権利の帰属及びその取扱いについては、甲及び乙別途協議の上、その取扱を決定するものとする。

2 甲及び乙は、研究成果として発明等又は成果有体物が得られた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

3 研究成果として発明等又は成果有体物が得られた場合の通知及び指定等その取扱いに関する協議は本研究期間中又は遅くとも研究期間終了後6カ月以内に行うものとする。

(ノウハウの指定)

第19条 甲及び乙は、本知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについては、甲と乙が協議の上、速やかに書面により指定をするものとする。秘匿すべき期間は甲及び乙別途協議の上、その取扱を決定するものとする。

(甲による実施)

第20条 甲は、研究成果を、第14条の秘密保持義務及び19条のノウハウ秘匿義務を遵守の上、自らが行う研究の目的に限り、無償にて実施(ノウハウを除く研究成果につき、ゼミ形式の少人数の教育における実施を含む)することができるも

のとする。

- 2 甲に属する発明者及び成果有体物の作製者は、甲以外の非営利研究機関に異動した場合であっても、研究成果を、第14条の秘密保持義務及び19条のノウハウ秘匿義務を遵守の上、自らが行う研究の目的に限り、無償にて実施（ノウハウを除く研究成果につき、ゼミ形式の少人数の教育における実施を含む）することができるものとする。

（第三者への譲渡又は実施の許諾を目的とした技術情報の提供）

第21条 甲又は乙が甲乙共有の本知的財産権について第三者に自らの持分を譲渡又は通常実施権等を許諾しようとする場合、譲渡又は許諾しようとする甲又は乙は、他の当事者に対して次の各号の要件をいずれも満たす研究成果に係る技術情報（以下「特定技術情報」という）を当該第三者に開示又は提供したい旨書面で通知し、同意を得なければならない。

- (1) 本知的財産権の実施に必要な技術情報であること
  - (2) 出願等に係る登録機関に提出した書類
- 2 前項に基づき第三者に当該特定技術情報を開示又は提供しようとする甲又は乙は、事前に第三者に対し秘密保持義務を課すものとする。

（持分の譲渡及び放棄）

第22条 甲又は乙が甲乙共有の本知的財産権について自らの持分を譲渡する場合は予め相手方の同意を得るものとし、出願人名義変更手続等の費用は、甲又は乙及び当該持分を承継する者にて別途協議する。

- 2 甲又は乙が甲乙共有の本知的財産権について自らの持分を放棄する場合は予め相手方に書面をもって通知するものとし、出願人名義変更手続等の費用は、当該持分を承継する者が負担する。

（知的財産権の保全）

第23条 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権の取得及び維持に関し、第三者から審判、訴訟等を提起された場合は、当該知的財産権の取得、維持のため相互に協力するものとする。これに要する費用の負担は、共同出願契約の管理費用負担に準ずるものとする。

- 2 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権の実施に関連して、第三者からその権利侵害などを理由として訴訟等を提起された場合には、協議の上対処するものとする。
- 3 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権を第三者が侵害した場合には、協議の上対処するものとする。

（契約の解除）



第24条 甲は、乙が第8条第1項に定める研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲又は乙が、次の各号の一に該当したときは、相手方は直ちに、本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、10日間以上の期間を定めてその履行を催告するも、その期間内に履行されない場合。

(2) 監督官庁より営業の取り消し、停止の処分を受けたとき。

(3) 手形・小切手の不渡処分、強制執行を受けたとき。

(4) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生手続の申立があったとき。

(5) 解散の決議をしたとき。

3 甲又は乙が、次の各号の一に該当したときは、相手方は直ちに、本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき

(2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき監督官庁より営業の取り消し、停止の処分を受けたとき。

(損害賠償請求)

第25条 甲又は乙は、相手方が次の号の一に該当するときには、損害賠償を請求することができる。

(1) 相手方が本契約に違反したことにより、損害を蒙ったとき。

(2) 相手方に前条第2項各号の事由が生じたため、前条の解除を行った場合において、損害を蒙ったとき。

(3) 相手方の研究担当者又は研究協力者の故意又は過失により、自己が所有する設備等に損害を蒙ったとき。

(共同研究終了・中止後の措置)

第26条 甲は、本共同研究が終了したとき又は第12条により中止したとき若しくは本契約の解除により中止したときは、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を、研究の終了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

2 本契約に基づき相手方から提供された試料・図面等の資料、未使用の材料その他の物品、書類、記録媒体については、甲又は乙は、本共同研究の終了又は中止後3か月以内に返還の請求を受けたときに限り、相手方に返還する義務を負う。

3 前2項に定める設備等の搬出及び撤去に要する経費は、乙の負担とする。

(契約上の地位の譲渡等の禁止)

第27条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なく、本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、事業又は営業の譲渡とともにする場合は通知するものとする。

(契約の有効期間)

第28条 本契約の有効期間は、表記契約項目表8に記載の研究期間中とする。研究期間の変更の必要があるときは、甲乙合意の上本契約を変更することができる。

2 本契約の失効後も、第13条から第15条、第17条から第23条及び第25条から第29条の規定は当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

(合意管轄)

第29条 本契約に関する紛争については被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第30条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

甲 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

静岡県御前崎市佐倉5561

乙 中部電力株式会社

原子力安全技術研究所長 〇〇 〇〇